

施策評価シート

幹事部局

健康福祉部

施策の名称	VIII-2-(1) 食の安全・生活衛生の確保
施策の目的	食品の生産から消費に至る一貫した安全対策及び生活衛生関係営業の衛生環境を確保することにより、県民の安全・安心な生活を確保します。
施策の現状 に対する評価	<p>(食の安全の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品事業者に対して監視指導や講習会を実施することにより、営業施設における細菌やウイルスを原因とした食中毒は1件にとどまった。(カンピロバクター1件) 一方で、営業施設においてグドア・セプテンブクタータを原因とした食中毒が3件発生したことから、寄生虫による食中毒の予防対策が課題である。 令和3年6月のHACCPの完全施行に向けて、講習会やチラシの作成、食品衛生推進員事業等を通じた周知や導入支援により、事業者のHACCP導入の認知度は高まっているが、小規模事業者においてHACCPの導入に着手していない施設が半数程度あり、導入が遅れている。 食品事業者に対する食品表示講習会や相談対応等により、食品事業者の適正表示に対する意識が高く保たれている状況であり、令和元年度も食品表示法に基づく不適正表示による指示・公表はなかった。 <p>(安全な生活環境の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活衛生関係営業施設への監視指導により、生活衛生に関する健康被害の防止が図られている。 新型コロナウイルス感染症の感染予防と事業活動の両立のため、飲食店等における感染症対策の浸透を図ることが課題である。 <p>(人と動物の共生の実現)</p> <ul style="list-style-type: none"> 動物愛護思想の普及啓発の取組により、犬猫の引取頭数は年々減少している。 <p>(前年度の評価後に見直した点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者向けHACCP研修の実施回数を増やし、HACCP導入の支援の充実を図る。
今後の取組 の方向性	<p>(食の安全の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品事業者及び消費者に対し、魚介類の生食による寄生虫の食中毒予防対策の啓発を行う。 関係機関や業界団体と連携して、特に小規模事業者などHACCP導入に着手していない食品事業者への指導・助言を重点的に行い、衛生管理の徹底を図る。 令和2年4月より食品表示法による新表示が完全施行されたことから、営業施設への監視指導により、流通する食品の表示基準への適合状況を確認する。 <p>(安全な生活環境の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> 旅館業などの生活衛生関係営業団体等への計画的な監視を行い、自主管理の徹底を働きかける。 県民が安心して飲食店等を利用できるよう、新型コロナウイルス感染症の予防対策に取り組む飲食店等を紹介する支援事業を実施する。 <p>(人と動物の共生の実現)</p> <ul style="list-style-type: none"> 種々の事業や広報等を通じて動物愛護思想の普及を図る。 飼い主のいない猫による環境侵害防止と子猫の繁殖防止による引取り・殺処分の減少を目的とした地域猫活動を推進する。

事務事業の一覧

施策の名称		Ⅷー2ー(1) 食の安全・生活衛生の確保				
	事務事業の名称	目的		前年度の 事業費 (千円)	今年度の 事業費 (千円)	所管課名
		誰(何)を対象として	どういう状態を目指すのか			
1	食品衛生対策推進事業	食品事業者、食品関係施設を利用する人、食品を購入する人	食品等に起因する健康被害を防止する。	39,991	58,482	薬事衛生課
2	カネミ油症・森永ミルク中毒被害者検診・支援事業	カネミ油症認定患者・森永ミルク中毒被害者	認定患者や被害者に検診や必要な行政サービスの紹介・提供を行う。	1,038	2,161	薬事衛生課
3	食品流通対策事業	県内食品製造・販売・提供事業者	消費者が食品を安心して購入・飲食できるように、食品表示法に基づく食品表示の適正化を図る。	4,074	4,555	薬事衛生課
4	生活衛生団体等の育成事業	理容所、美容所、クリーニング所、興行場、旅館及び公衆浴場の生活衛生団体等・営業者	経営基盤を安定させ、衛生水準の向上を図る	22,240	25,253	薬事衛生課
5	動物管理対策事業	動物の飼い主・動物取扱業者	動物愛護思想、適正飼養の定着を図り、動物による環境侵害等の発生を防止する。	27,537	34,494	薬事衛生課
6	米トレーサビリティ制度推進事業	県内米穀類生産・販売・輸入・加工・製造・提供業者、消費者	米トレーサビリティ法に基づき、米・米加工品の取引に際して、適切な産地情報の伝達を行い、食品として適正なものの流通、表示の適正化を図り、消費者、県民の利益増進と農業及び関連産業の健全な発展を図る。	2,308	3,248	農畜産課
7	農畜産物の放射性物質検査等事業	農業者	県産肉用牛の安全性を確保する	38,213	45,737	農畜産課
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

薬事衛生課

事務事業の名称		食品衛生対策推進事業			
目的	誰(何)を対象として	食品事業者、食品関係施設を利用する人、食品を購入する人	事業費 (千円)	昨年度の実績額	今年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	食品等に起因する健康被害を防止する。		39,991	58,482
			うち一般財源 (千円)	18,533	22,632
今年度の取組内容		<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理の向上のため、食品関係事業者に対して、講習会の実施や監視指導を行う。 衛生知識の普及のため、消費者に対して、新聞やホームページを活用した広報を行う。 			
昨年度に行った評価を踏まえて見直したこと		昨年度から実施している食品事業者育成研修(HACCP研修)の実施回数を増やす。			
1	上位の施策	VIII-2-(1) 食の安全・生活衛生の確保	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上分類
1	監視指導が可能な食品営業施設等における食中毒年間発生件数(松江市内の施設を除く)【当該年度4月～3月】	目標値		7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	件	単年度値
		実績値	7.0							
		達成率	—	—	—	—	—	—		
2	食品収去検査による成分規格違反件数(松江市内の事業者を除く)【当該年度4月～3月】	目標値		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	件	単年度値
		実績値	0.0							
		達成率	—	—	—	—	—	—		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		<ul style="list-style-type: none"> 昨年度は食中毒が11件(患者数132人)発生したが、このうち監視指導が可能な食品営業施設等における食中毒は7件(患者数93人)であった。 患者数が50人以上の大規模な食中毒はなかった。 7件の内訳:クドア・セブテンブクタータ3件、カンピロバクター1件、不明3件 								

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度の監視指導が可能な食品営業施設等における食中毒は7件(患者数42人)であり、昨年度は患者数がやや増加したが、事件数は同じであった。 クドア・セブテンブクタータによる食中毒が3件発生し、依然として寄生虫による食中毒が発生している。 一方、手洗いや加熱調理で防止できる細菌やウイルスによる食中毒は、カンピロバクターによる食中毒の1件にとどまり、大幅に減少した。 食品事業者の食中毒予防に対する意識も向上が図られているものと考えられる。
課題分析	① 課題	ア)寄生虫による食中毒が依然として発生しており、リスクの高い魚種や天然魚であっても寄生虫が存在することへの理解が進んでない。 イ)R3年6月のHACCPの完全施行に向けて、まだまだ取り組みを初めていない事業者も多い。
	② 原因	ア)食品事業者に対して、魚介類の寄生虫対策の周知が不十分である。 イ)R3年6月のHACCPの完全施行に向けて、認知度は高まっているが、具体的に何に取組めばよいか、理解が進んでいない可能性がある。
	③ 方向性	ア)消費者や事業者に対し、各種広報や衛生講習会を通じて、魚介類の生食による寄生虫の食中毒予防対策の啓発を行う。 イ)R2.6.1からHACCPに沿った衛生管理が施行されたことから、導入支援や助言指導によって、事業者による自主衛生管理を促進させる。 イ)積極的かつ計画的な監視指導により、手引書に基づいた衛生管理計画の作成及び記録の作成・保存を普及させる。 イ)HACCPの対象事業者を管理するため、許可・届出情報の台帳システムを整備する。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

薬事衛生課

事務事業の名称		カネミ油症・森永ミルク中毒被害者検診・支援事業			
目的	誰(何)を対象として	カネミ油症認定患者・森永ミルク中毒被害者	事業費 (千円)	昨年度の実績額	今年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	認定患者や被害者に検診や必要な行政サービスの紹介・提供を行う。		1,038	2,161
			うち一般財源 (千円)	0	0
今年度の取組内容		<ul style="list-style-type: none"> ・森永ミルク中毒被害者の救済事業に行政協力する。 ・カネミ油症認定患者に対し、検診を実施する。 			
昨年度に行った評価を踏まえて見直したこと		森永ミルク中毒被害者救済対策委員会への出席回数を増やす。			
1	上位の施策	VIII-2-(1) 食の安全・生活衛生の確保	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上分類
1	カネミ油症検診受診率【当該年度4月～3月】	目標値		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	%	単年度値
		実績値	100.0							
		達成率	—	—	—	—	—	—		
2		目標値							%	
		実績値								
		達成率	—	—	—	—	—	—		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		<ul style="list-style-type: none"> ○森永ミルク中毒被害者に対する取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・被害者救済連絡会議(行政協力懇談会)の開催:2回 ・山陰地域救済対策委員会への出席:2回 ○カネミ油症患者に対する取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・カネミ油症健康実態調査:実施者数5名/対象者数5名 ・検診:受診者数1名/受診希望者数1名 								

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	<ul style="list-style-type: none"> ・(公財)ひかり協会に対し、被害者救済連絡会議などを通じ、行政が行っている検診事業等を紹介し、被害者の受診希望に応えることができた。 ・カネミ油症患者に対しては、国が実施するカネミ油症健康実態調査並びに全国油症治療班が行う検診事業を実施した。健康実態調査は5名から調査協力を得て、検診は受診希望者の1名が受診した。
課題分析	① 課題	・森永ミルク中毒被害者の高齢化により、必要な患者サービスが複雑化、多様化し、十分な患者サービスが受けられないことが生じている。
	② 原因	・上記①(課題)が発生している原因 ・65歳を迎える被害者が、障がいサービスから介護保険サービスに切り替わり、切り替え前の患者サービスが受けられないケースがある。
	③ 方向性	・高齢化した被害者の多様なニーズに応えるため、市町村、(公財)ひかり協会、県関係課と連携し、行政に要望される事項について積極的に対応する。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

薬事衛生課

事務事業の名称		食品流通対策事業			
目的	誰(何)を対象として	県内食品製造・販売・提供事業者	事業費 (千円)	昨年度の実績額	今年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	消費者が食品を安心して購入・飲食できるように、食品表示法に基づく食品表示の適正化を図る。		4,074	4,555
			うち一般財源 (千円)	3,634	4,115
今年度の取組内容		<ul style="list-style-type: none"> 食品事業者に対して、表示相談の受付、研修会の開催を行うとともに、ホームページ、パンフレット等で食品表示に関する情報提供を行う。 県内に流通する食品の適正表示について監視を行い、不適正表示事案には改善指導を行う。 			
昨年度に行った評価を踏まえて見直したこと		昨年度から実施している食品事業者育成研修(食品表示研修)をフォローアップの内容に変更し、食品表示の適正化を図る。			
1	上位の施策	VIII-2-(1) 食の安全・生活衛生の確保	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上分類
1	食品表示法に基づく指示件数(松江市内の衛生及び保健事項を除く)【当該年度4月～3月】	目標値		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	件	単年度値
		実績値	0.0							
		達成率	—	—	—	—	—	—		
2		目標値								
		実績値								
		達成率	—	—	—	—	—	—		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		<ul style="list-style-type: none"> 令和2年4月1日より、食品表示法が完全施行されることから、昨年度、事業者向けの食品表示講習会を実施した。(県内2カ所) 昨年度、薬事衛生課及び保健所に寄せられた表示相談件数は846件で、対前年比119%だった。 								

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	<ul style="list-style-type: none"> 昨年度は、食品表示法に基づく不適正表示による指示・公表はなかった。 年々減少してきた相談件数がやや増加し、食品表示法の施行に向け、駆け込み相談が見られた。 	
課題分析	① 課題	「目的」達成のため(又は達成した状態を維持するため)に支障となっている点	表示相談への対応や講習会の実施により、多くの事業者へ食品表示法に基づく新表示を指導してきたが、実際の表示基準への適合状況を確認する必要がある。
	② 原因	上記①(課題)が発生している原因	HACCPの施行に向けた監視指導の増多により、食品表示に係る十分な監視指導が行えない。
	③ 方向性	上記②(原因)の解決・改善に向けた見直し等の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 食品衛生推進員による食品表示チェッカー事業を活用し、表示基準への移行状況を確認するとともに、不適正表示に対し、監視指導により適正化を図る。 引き続き食品事業者に対し、パンフレットや講習会を通じて、食品表示法に基づく表示基準の徹底を図る。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

薬事衛生課

事務事業の名称		生活衛生団体等の育成事業			
目的	誰(何)を対象として	理容所、美容所、クリーニング所、興行場、旅館及び公衆浴場の生活衛生団体等・営業者	事業費 (千円)	昨年度の実績額	今年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	経営基盤を安定させ、衛生水準の向上を図る		22,240	25,253
			うち一般財源 (千円)	11,780	14,447
今年度の取組内容	①経営基盤を安定化し、衛生水準の向上を図るため、関係団体等が生活衛生関係営業者に対して実施する相談事業、研修会等の支援を行う。 ②衛生水準を確保するため、生活衛生関係営業施設に対し、法に基づいた許可・監視・指導を行う。 ③生活衛生営業施設における新型コロナウイルス感染症の拡大防止と事業活動の両立を促進するために、感染予防に取り組む施設の紹介事業を実施する。				
昨年度に行った評価を踏まえて見直したこと	公衆浴場、旅館におけるレジオネラ症対策を強化するために、条例改正等の必要な対応を実施する。				
1	上位の施策	VIII-2-(1) 食の安全・生活衛生の確保	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上 分類
1	営業許可取消・営業停止命令件数(松江市内の施設を除く)【当該年度4月～3月】	目標値		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	件	単年度 値
		実績値	0.0							
		達成率	—	—	—	—	—	—		
2		目標値								
		実績値								
		達成率	—	—	—	—	—	—		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		①公益財団法人島根県生活衛生営業指導センターが開催するクリーニング師研修会へ講師を派遣し、標準営業約款登録審査委員会に参加する等、同センターへの支援を行った。 ②同センターが実施する生活衛生関係営業対策事業に係る経費を補助することにより、生活衛生関係営業の近代化、合理化の推進及び衛生水準の維持向上を図った。 ③生活衛生関係営業253施設に立入検査を実施し、5施設に対して文書指導を行った。(旅館2、公衆浴場2、クリーニング1) ④生活衛生関係営業に係る健康被害は発生していない。								

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	ア. 県内の生活営業関係営業施設の衛生管理等が適正であるか確認し、不適正である場合には指導によって改善を図った。 イ. 「新型コロナの予防に取り組むお店」紹介事業を開始し、参加申込のあった施設についてホームページ公開を開始した。
課題分析	① 課題	ア. 公衆浴場及び旅館における自主検査において、基準値以上のレジオネラが検出される例がある。 ア. 公衆浴場及び旅館におけるレジオネラ症防止対策が不十分な施設がある。 イ. 参加申込を行う施設が少なく、県民が施設を利用する際の不安を十分に払拭できていない。
	② 原因	ア. レジオネラ症防止対策の周知不十分により、営業者の認識が不足し、清掃、消毒等の管理が適正に行われていない可能性がある。 イ. 営業者への周知・PRが不足している。
	③ 方向性	ア. 公衆浴場及び旅館を原因とするレジオネラ症の発生を防止するため、今後も引き続きこれらの施設に対する監視指導を計画的に実施し、自主管理の徹底を図る。 イ. 事業について営業者に周知するにあたり、参加することのメリットについて積極的にPRする。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

薬事衛生課

事務事業の名称		動物管理対策事業			
目的	誰(何)を対象として	動物の飼い主・動物取扱業者	事業費 (千円)	昨年度の実績額	今年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	動物愛護思想、適正飼養の定着を図り、動物による環境侵害等の発生を防止する。		27,537	34,494
			うち一般財源 (千円)	24,407	31,522
今年度の取組内容		・動物愛護思想、適正飼養の定着を図るため、飼い主に対し、広報や講習会・譲渡会の開催等を行う。 ・動物による環境侵害等を防止するため、犬猫の引き取り・処分、不適正飼養者の指導、動物取扱業者等の監視・指導・許可を行う。 ・狂犬病のまん延防止を図るため、犬の登録、狂犬病予防注射及び適正飼養について普及啓発する。			
昨年度に行った評価を踏まえて見直したこと		出雲保健所(動物愛護棟)に配置している獣医師を2名体制とし、手術の実施体制の強化を図った。			
1	上位の施策	VIII-2-(1) 食の安全・生活衛生の確保	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上 分類
1	保健所での犬・猫引取り数【当該年度4月～3月】	目標値		550.0	530.0	510.0	490.0	470.0	頭	単年度 値
		実績値	523.0							
		達成率	—	—	—	—	—	—		
2		目標値								
		実績値								
		達成率	—	—	—	—	—	—		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		○犬・猫の引取り数 (全体)H29:596、H30:574、R1:523(349) (犬)H29:201、H30:183、R1:185(135) (猫)H29:395、H30:391、R1:338(214) ※()は拾得者からの引取り		○犬・猫の譲渡数 (全体)H29:394、H30:363、R1:339 (犬)H29:162、H30:172、R1:162 (猫)H29:232、H30:190、R1:177			○犬・猫の殺処分数 (全体)H29:271、H30:319、R1:245 (犬)H29:53、H30:40、R1:42 (猫)H29:218、H30:279、R1:203			

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	・平成30年度に比べ、犬・猫の引取り数、殺処分数とも減少し、動物愛護思想が浸透し、各種取り組みについて、一定の成果が見られる。
課題分析	① 課題	・「目的」達成のため(又は達成した状態を維持するため)に支障となっている点 ・拾得者からの引取りされる犬が多く見られている。(引取り数の25.8%) ・所有者不明の子猫(野良猫)の引取り数・殺処分数が多い。(引取り数の38.2%)
	② 原因	・動物愛護思想の欠如、犬のけい留の不徹底や野良猫への餌やりなどの不適正飼養等が一部で存在することが考えられる。 ・動物に関わるすべての人に対し、動物愛護と適正飼養の普及啓発が不十分である。
	③ 方向性	・動物愛護週間等の事業を通じて、動物愛護思想の普及を図るとともに、幅広く啓発ができるよう、新聞、TV等の効果的な広報を検討する。 ・地域猫活動(TNR)を積極的に実施し、所有者不明の子猫を増やさない取り組みを推進する。 ※R1年度不妊去勢手術頭数:57匹(H24事業開始後通算337匹)

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

農畜産課

事務事業の名称		米トレーサビリティ制度推進事業			
目的	誰(何)を対象として	県内米穀類生産・販売・輸入・加工・製造・提供者、消費者	事業費 (千円)	昨年度の実績額	今年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	米トレーサビリティ法に基づき、米・米加工品の取引に際して、適切な産地情報の伝達を行い、食品として適正なものの流通、表示の適正化を図り、消費者、県民の利益増進と農業及び関連産業の健全な発展を図る。		2,308	3,248
			うち一般財源 (千円)	2,278	3,198
今年度の取組内容		<ul style="list-style-type: none"> ・米トレーサビリティ法の対象となる米穀事業者に対して、巡回立入調査を実施し、制度の啓発、指導業務を行う。 ・農産物検査に係る地域登録検査機関について、農産物検査法に基づく登録の更新事務、検査結果報告の取りまとめ及び登録検査機関への巡回立入調査を実施し、農産物検査の適正な実施について指導・監視する。 			
昨年度に行った評価を踏まえて見直したこと		<ul style="list-style-type: none"> ・米トレーサビリティ制度の必要性、事業者が遵守すべき事項について、より効果的に周知するため、昨年度に引き続き、巡回立入調査の対象を新規登録事業者を重点的に抽出する。 			
1	上位の施策	VIII-2-(1) 食の安全・生活衛生の確保	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上分類
1	主食用米の担い手シェア率(生産面積)【当該年度4月～3月】	目標値		37.0	40.0	43.0	47.0	50.0	%	単年度値
		実績値								
		達成率	-	-	-	-	-	-		
2		目標値							%	
		実績値								
		達成率	-	-	-	-	-	-		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		<ul style="list-style-type: none"> ・米トレーサビリティ法に係る平成30年以降新規に調査対象となった事業者は431者であり、このうち令和元年度以降県が調査を行う対象は324事業者である。 ・令和元年度における農産物検査法に係る県が調査を行う対象は、地域登録検査機関の13機関であるが、このうちJAしまねは実際には各地区本部で農産物検査が実施され、その地区本部数は11であることから、実質的にはJAしまねは12機関(本店1、地区本部11)が調査対象となるため、検査対象は合計24機関となる。 								

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	<ul style="list-style-type: none"> ・米トレーサビリティ法の施行から8年以上が経過し、巡回立入調査を実施した事業者の約7割については、法令に基づいた取引記録の作成・保存、米の産地情報の伝達が行われており、米穀の流通、食品の安全・安心に寄与した。
課題分析	① 課題	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業者の中には、依然として米トレーサビリティ制度についての認識不足や制度の必要性についての理解不足がある。
	② 原因	<ul style="list-style-type: none"> ・米トレーサビリティ法の施行時には、県下すべての地域で対象事業者に対して制度の周知・啓発が行われ、法令に基づいた取引記録の作成・保存、米の産地情報の伝達も行われていたが、法施行から8年以上が経過し、新規事業者も増えていることから、事業者に対しての制度の周知・啓発が十分とはいえない。
	③ 方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・米トレーサビリティ法に係る巡回立入調査について、新規に対象となった事業者を重点的に調査対象として、法令に基づいた取引記録の作成・保存、米の産地情報の伝達等の実施状況を確認し、制度の周知や必要性について啓発する。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

農畜産課

事務事業の名称		農畜産物の放射性物質検査等事業			
目的	誰(何)を対象として	農業者	事業費 (千円)	昨年度の実績額	今年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	県産肉用牛の安全性を確保する		38,213	45,737
			うち一般財源 (千円)	38,213	45,737
今年度の取組内容	県産肉用牛の安全性を確保するため、福島原発事故の放射性物質汚染による風評被害防止対策として、県内でと畜される全ての牛の肉に対して、放射性物質検査を行う。				
昨年度に行った評価を踏まえて見直したこと	全国的な動きや県内関係者への説明により卸売業者及び消費者団体等に自主検査の終了について一定の理解が得られたこと等から、本県も令和元年度末で自主検査は終了とした。R2年度予算計上をしているが、不用となる見込み。				
1	上位の施策	I-1-(1) 農業の振興	3	上位の施策	
2	上位の施策	VIII-2-(1) 食の安全・生活衛生の確保	4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上分類
1	和牛子牛生産頭数【当該年度4月～3月】	目標値		7,700.0	8,100.0	8,500.0	8,900.0	9,300.0	頭	単年度値
		実績値	7,522.0							
		達成率	—	—	—	—	—	—		
2		目標値								
		実績値								
		達成率	—	—	—	—	—	—		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実										

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	県産肉用牛の安全性を確保するため、福島原発事故の放射性物質汚染による風評被害防止対策として、県内でと畜される全ての牛の肉に対して、放射性物質検査を行ったところ、全頭基準値以内であった。
課題分析	① 課題	全国における牛肉の放射性物質自主検査の一斉終了
	② 原因	大型小売店、食肉加工メーカー、消費者等の理解
	③ 方向性	全国的な動きや県内関係者への説明により卸売業者及び消費者団体等に自主検査の終了について一定の理解が得られたこと等から、本県も令和元年度末で自主検査は終了とした。